

東浦町観光サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民との協働による観光振興を図るとともに、東浦町観光協会（以下「観光協会」という。）の事業の活性化及び更なる観光客誘致による地域経済の活性化を目的とし、東浦町観光協会サポーター設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものである。

(活動内容)

第2条 東浦町観光協会サポーター（以下「サポーター」という。）は観光協会と連携し、次の事項において自主性に基づく活動を行うものとする。

- (1) 観光協会が東浦町内外で行うイベント等観光事業への協力
- (2) 東浦町の魅力、地域資源等の情報発信、PR活動への協力
- (3) その他東浦町の観光振興に資するための事業への協力

(登録資格)

第3条 サポーターの登録資格は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 18歳以上でサポーターとして活動する意欲のある者
- (2) その他会長が認める者

(登録手続)

第4条 サポーターとして登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、東浦町観光協会サポーター登録申請書（様式第1）に必要な事項を記載のうえ、観光協会に提出するものとする。

- 2 観光協会は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、サポーターとして登録するものとする。
- 3 観光協会は、前項によりサポーターを登録したときは、申請者に対し、登録した旨の連絡を行う。

(登録期間)

第5条 サポーターの登録期間は、登録の日から本要綱第8条に該当するまでの期間とする。

(登録の変更)

第6条 サポーターは、登録申請書に記載した登録内容に変更が生じた場合、東浦町観光協会サポーター登録変更申請書（様式第2）に必要な事項を記載のうえ、観光協会に提出するものとする。

(報酬等)

第7条 観光協会は、サポーターに対し、活動内容に応じて報酬を支給することができるものとする。なお、報酬の額については、東浦町観光協会イベント等謝礼基準に基づくものとする。

(登録の取消し)

第8条 サポーターが、次に掲げるいずれかに該当する場合は、観光協会はその登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から東浦町観光協会サポーター登録取消申請書（様式第3）の提出があったとき。
- (2) サポーターに公序良俗に反する行為、又はサポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 長期にわたり連絡不能となったとき。
- (4) その他、この要綱のいずれかに違反したとき。

（公益に伴う義務）

第9条 サポーターの活動に際し、サポーターは次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 安全及び衛生の確保に配慮すること。
- (2) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 営利活動、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (5) サポーターの活動において知り得た情報を、他に漏らさないこと。

（事故補償等）

第10条 サポーターは、活動中の事故に備え、活動内容に応じて保険に加入するものとし、その加入費用の負担及び加入手続きは観光協会が行うものとする。

2 サポーターの活動中の事故に対する補償は、前項に記載する範囲内とする。

（登録情報の保護）

第11条 観光協会は、サポーターに関する登録情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和4年5月25日から施行する。